

敬老会

敬老の日に先だって、九月十四日午前十時から町と社会福祉協議会の共催による敬老会が町体育館に於て行なわれました。

当日は、結婚五十周年を迎えた十八組のカップルと、七十歳以上のお年寄り一、一〇二名が招待されました。今年新しく八十九人の方が七十歳の仲間入りをしました。

会場は、七百人を超えるお年寄りでうずまり、来賓の方々からお祝いのことばや記念品をいただいたり、演芸を楽しんだりのくつろいだ楽しい一日を過ごしました。
どうか、いつまでもお体に気を付けて長生きをしてください。



なごやかな語り



やさしさを隣人に

あなたの胸に赤い羽根を!!

十月一日から、赤い羽根の共同募金運動が始まります。

昭和二十二年に産声を上げて以来、今年で三十六回目を迎えます。



その間に寄せられた善意のお金は約千七百四十二億円にも上り、老人福祉、心身障害者福祉、児童福祉、地域福祉などのいろいろな社会福祉事業や更生保護事業を進めるために役立てられています。ちなみに、昨年は全国で百八十五億円に上る寄附金が集まりました。

たすけあいの心——お互いに困ったときはたすけあい、住みよい地域社会をつくるための活動に進んで参加しよう——という一人ひとりのやさしさと、たすけあいの心を表したものが、それが赤い羽根です。

心身障害者福祉、児童福祉、地域福祉などのいろいろな社会福祉事業や更生保護事業を進めるために役立てられています。ちなみに、昨年は全国で百八十五億円に上る寄附金が集まりました。

今年もあなたの胸に赤い羽根を!

外国人の方へ

昭和57年10月1日から外国人登録が変わります。

- 3年ごとの確認申請（登録証明書の切替申請）について
 - 16歳未満の方は、確認（切替）の申請をする必要はなくなりますが、16歳に達するとその日から30日以内に同申請を行うこととなります。なお、出生した時に新規登録をするのはこれまでどおりです。
 - ただし、16歳未満の方であっても、すでに甲様式（大人用、手帳型）の登録証明書の交付を受けている場合は、次の(3)と同様となります。
 - 16歳以上の方は、確認（切替）の申請を5年ごとに行うこととなりますから、今お持ちの外国人登録証明書の11頁に記載されている年月日からさらに2年を経過する日前30日以内に確認（切替）の申請を行うこととなります。
 - 昭和57年9月30日において確認申請期限を経過している場合は、その申請を行うまで、上記(1)の確認申請不要措置や同(3)の2年延長措置の適用は受けません。
- 登録証明書の携帯、本人出頭申請、写真提出及び指紋押なつの義務年齢の引き上げについて
これまで登録証明書の携帯、本人出頭申請、写真提出及び指紋押なつを必要とする年齢は14歳以上であったのが、今後は16歳以上となります。